

報道関係各位

## 件 名 東京都港区との「間伐材を始めとした国産材の活用促進に 関する協定」の締結について

### 1 概要

平成29年10月20日、本市は東京都港区と、「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結しました。この制度は、港区における国産材の活用を通じて、本市をはじめとする木材供給地の森林整備を促進し、もって、二酸化炭素吸収量を増大させることにより、地球温暖化防止に貢献するためのものです（「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」）。

今回新たに港区と協定を締結したのは、本市と福島県いわき市の2自治体で、これにより協定自治体数は全国で77自治体となります。

協定により、港区は区内における建築物等の建設に際し、協定を締結した本市をはじめとする協定自治体から産出された木材の使用を促し、協定自治体は伐採後の再植林と間伐等の適切な森林整備を行うことを約束します。

今回の協定締結を足掛かりとして、木材消費地である港区と木材供給地である本市が強く連携し、西川材の活用促進を通じて、林業・木材業の活性化と低炭素社会の実現に貢献してまいります。



左：飯能市長職務代理者 上 良二 副市長  
右：武井雅昭 港区長

担当者 農林課長 吉澤  
連絡先 Tel 973-2111  
内線600

【参考】「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」の全体像



(各主体の役割)

**港区側**

港区は、区内で5,000㎡以上の建築を行う者に対し、一定量の「協定木材」の使用を義務付けます（努力義務）。そして、各自治体と協定を締結し、当該自治体に存する山林から生産された木材及び木製品を「協定木材」として、建築主に情報提供します。建築主は、港区からの情報提供を受け、「協定木材」の中から、使用する木材及び木製品を選択し、取引及び建築を行います。

**木材加工・供給業者**

本制度への参画を希望する者は、本制度の条件を理解した上で飯能市に対し、みなとモデルへの参画を希望する旨を表明し、登録を受けます（仮登録）。本市が協定自治体として認められた後、本市に対し、みなとモデル登録業者申請書（所定の様式）を提出し、認定を受けます（本登録）。

**飯能市**

飯能市は、木材加工・供給業者からみなとモデルへの参画を希望する旨を受け付け、みなとモデル参画希望業者として登録を行います（仮登録）。本市は港区に対し、みなとモデル参加自治体としての申請を行い、協定自治体として認定を受けます（自治体登録）。そして、参画希望業者から提出された登録業者申請書を港区へ送付し、みなとモデル登録業者及び協定木材としての認定を受けます（本登録）。